

就業規則協議に係る確認事項

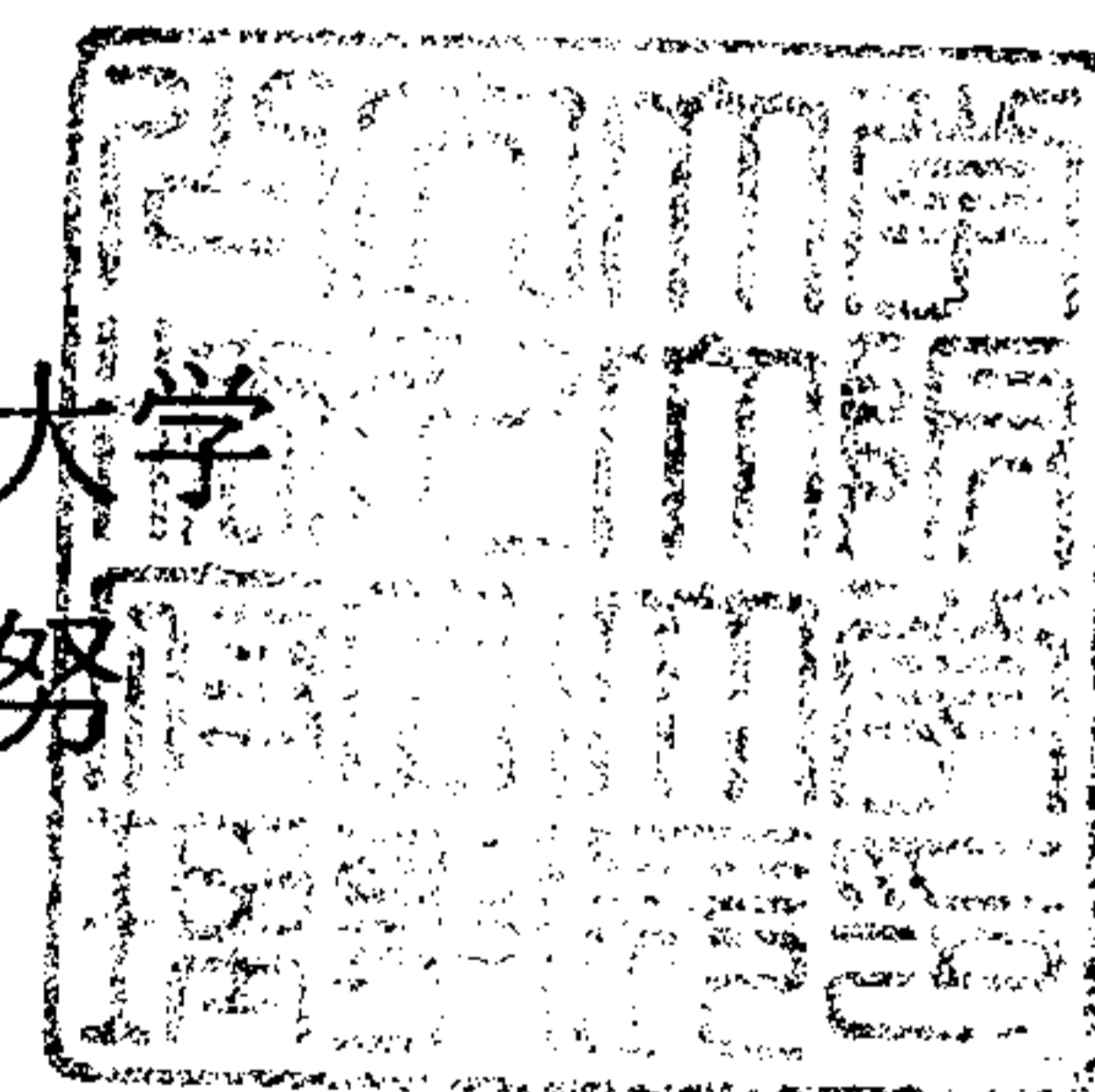
就業規則に係る別規程のほとんどは、当局から府大教への提示も遅く協議が十分になされていない。また、就業規則で別に定めることとしている勤務評定や不服申し立てに関する規程はまだ定められておらず、就業規則として完備しているとはいえない。

この状況をふまえ、公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）と大阪府大学教職員組合（以下「組合」という。）は下記の項目について確認する。

1. 第 11 条 勤務評定について、別に定める規程がいまだ示されておらず、この規程を定めるにあたり、法人は組合と誠意をもって協議する。
2. 第 29 条 不服申し立てに関する規程について、別に定める規程がいまだ示されておらず、この規程を定めるにあたり、法人は組合と誠意をもって協議する。
3. 第 36 条 公立大学法人大阪府立大学教職員兼業規程について、法人は組合と誠意をもって協議する。
4. 労働基準監督署に届け出た後も就業規則について必要な見直しを行い、法人は組合と誠意をもって協議し、その改正を行う。

2005 年 5 月 25 日

公立大学法人大阪府立大学
理事長 南 努



大阪府大学教職員組合
中央執行委員長 溝川

